

## 別表第10（第11条関係）

## （1）カーリング場使用料

使用区分				使用料	
団体使用	一般	1シート1時間につき		1,400円	
		回数券（11回券）		14,000円	
	大学生	1シート1時間につき		1,050円	
		回数券（11回券）		10,500円	
	小中学生	1シート1時間につき		700円	
		回数券（11回券）		7,000円	
	競技会使用	一般	1シート1時間につき		2,800円
		大学生 高校生	1シート1時間につき		2,100円
		小中学生	1シート1時間につき		1,400円
	営利目的	入場料	有	1シート1時間につき	14,000円
無			1シート1時間につき	7,000円	
個人使用	一般	午前	10時から13時まで	300円	
		午後	13時から17時まで	300円	
		夜間	17時から21時まで	300円	
		回数券（11回券）		3,000円	
	大学生 高校生	午前	10時から13時まで	250円	
		午後	13時から17時まで	250円	
		夜間	17時から21時まで	250円	
		回数券（11回券）		2,500円	
	小中学生	午前	10時から13時まで	150円	
		午後	13時から17時まで	150円	
		夜間	17時から21時まで	150円	
		回数券（11回券）		1,500円	

中会議室	10時から13時まで	500円
	13時から17時まで	
	17時から21時まで	
用具	シューズ ブラシ プロテクター	100円
	防寒着	300円

備考

- 1 この表において「団体」とは、5人以上をいう。
- 2 この表において「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず、当該カーリング場に入場する者から使用者が徴収する金銭及び使用者が発行する入場券その他これに類するものをいう。
- 3 使用のための準備及び後片付けに要する時間は、使用時間に含む。
- 4 使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該時間区分どおり使用したものとみなす。
- 5 各時間区分を通して使用するときの使用料の額は、それぞれの時間区分による使用料の額を合算した額とする。
- 6 承認された時間区分を超えて使用したときの当該超えて使用した時間の使用料の額は、当該時間区分の使用料の額を当該時間区分の時間数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該超えて使用した時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。）数を乗じて得た額とする。
- 7 時間区分を超えて、又は時間区分前から使用することを承認された場合の当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に使用する時間の使用料の額は、当該時間区分の使用料の額を当該時間区分の時間数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に使用する時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。）数を乗じて得た額とする。
- 8 使用時の年齢が満65歳以上の者及び障害者の使用料の額は、当該使用料の額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 9 個人使用において介護を必要とする障害者に同行する介護人の使用料は、無料とする。
- 10 前項の場合において、同行することができる介護人の人数は、障害者1人に対し、介護人

1人とする。ただし、障害者の障害の程度に応じ市長又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(2) 多目的運動場使用料

使用区分				時間区分		
				9時～13時	13時～17時	17時～21時
団体 使用	多目的体育館	一般使用	一般	2,800円	2,800円	2,800円
			大学生	2,100円	2,100円	2,100円
			高校生			
		小中学生	1,400円	1,400円	1,400円	
		競技会使用	一般	5,600円	5,600円	5,600円
			大学生	4,200円	4,200円	4,200円
			高校生			
		小中学生	2,800円	2,800円	2,800円	
		営利を目的とする場合	入場料	有	28,000円	28,000円
	無			14,000円	14,000円	14,000円
	武道場	一般使用	一般	1,800円	1,800円	1,800円
			大学生	1,350円	1,350円	1,350円
			高校生			
		小中学生	900円	900円	900円	
		競技会使用	一般	3,600円	3,600円	3,600円
大学生			2,700円	2,700円	2,700円	
高校生						
小中学生		1,800円	1,800円	1,800円		
営利を目的とする場合		入場料	有	18,000円	18,000円	18,000円
	無		9,000円	9,000円	9,000円	
アーチェリー場	一般使用	一般	1,200円	1,200円	1,200円	
		大学生	900円	900円	900円	
		高校生				
小中学生	600円	600円	600円			

			一般		2,400円	2,400円	2,400円
		競技会使用	大学生		1,800円	1,800円	1,800円
			高校生				
			小中学生		1,200円	1,200円	1,200円
		営利を目的とする場合	入場料	有	12,000円	12,000円	12,000円
				無	6,000円	6,000円	6,000円
個人使用	一般				200円	200円	200円
		回数券（11回券）					2,000円
	大学生 高校生			150円	150円	150円	
		回数券（11回券）					1,500円
	小中学生			100円	100円	100円	
		回数券（11回券）					1,000円
会議室		大会議室		1,000円	1,000円	1,000円	
		中会議室		500円	500円	500円	
		小会議室		400円	400円	400円	
用具		パークゴルフクラブ	ボール				100円

#### 備考

- この表において「団体」とは、10人以上をいう。
- この表において「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず、当該多目的運動場に入場する者から使用者が徴収する金銭及び使用者が発行する入場券その他これに類するものをいう。
- 使用のための準備及び後片付けに要する時間は、使用時間に含む。
- 使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該時間区分どおり使用したものとみなす。
- 各時間区分を通して使用するときの使用料の額は、それぞれの時間区分による使用料の額

を合算した額とする。

- 6 承認された時間区分を超えて使用したときの当該超えて使用した時間の使用料の額は、当該時間区分の使用料の額を当該時間区分の時間数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該超えて使用した時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。）数を乗じて得た額とする。
- 7 時間区分を超えて、又は時間区分前から使用することを承認された場合の当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に使用する時間の使用料の額は、当該時間区分の使用料の額を当該時間区分の時間数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に使用する時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。）数を乗じて得た額とする。
- 8 団体使用において当該多目的運動場の全部を使用しない場合の使用料の額は、次の各号に掲げる多目的運動場の使用区分により当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
  - (1) 多目的運動場の多目的体育館の使用面積が2分の1である場合 当該使用料の額の2分の1の額
  - (2) 多目的運動場の武道場の使用面積が2分の1である場合 当該使用料の額の2分の1の額
  - (3) 多目的運動場のアーチェリー場の使用面積が2分の1である場合 当該使用料の額の2分の1の額
- 9 使用時の年齢が満65歳以上の者及び障害者の使用料の額は、当該使用料の額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 10 個人使用において介護を必要とする障害者に同行する介護人の使用料は、無料とする。
- 11 前項の場合において、同行することができる介護人の人数は、障害者1人に対し、介護人1人とする。ただし、障害者の障害の程度に応じ市長又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。